

未来の農地を守る



# 「地域計画」を作ろう

(地域農業経営基盤強化促進計画)



～「人・農地プラン」から「地域計画」へ～



令和7年3月31日までに各地域で作成する必要があります。

## 「地域計画」って どんな計画？

地域計画は、地域の農地を適切に利用できるように、地域の皆さんで話し合いを重ねて、

◎地域農業の将来  
の在り方の計画書

◎現在の農地利用の状況を  
示した地図(現況地図)

◎10年後の農地利用の姿  
を示した地図(目標地図)

を作成します。

## どうして 作成するの？

近年、高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地の増加など、農地が適切に利用されなくなることが懸念され、農地を集約化していくことが課題となっています。

これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を、次の世代に引き継いでいくため、現状、課題を見つめ直し、地域の今後の指針となる計画作りを進めます。

## 「地域計画」は 誰が作るの？

地域の農業者の方が、話し合いやアンケートの結果をもとに作成した地域計画(案)を、市が受け付け、公告します。

## どのように 進めていくの？

この先、地域の農地を誰が何のために使うのか、使わない農地をこれからどうしていくのかなどを、地域で話し合っ  
て地図や計画書に書き込みます。

※地域は原則、農会単位。

問い合わせ先

洲本市役所【産業振興部 農政課】 ☎0799-24-7638



市HP

# 「人・農地プラン」から「地域計画」へ

これまで、農業経営基盤強化促進法(基盤法)という法律に基づき、地域における農業の在り方などを明確化した「人・農地プラン」が策定されていましたが、令和4年5月に法改正されたことに伴い、**集落や一定の農業上の利用が行われる区域において**、「地域計画」を作成し、農地の集約化等を進めていくことが定められました。

そこで、各集落において、**地域の現状や課題の把握、話し合いを進め**、集落の今後の活動の指針であり、10年後の設計図となる**「地域計画」**を策定します。

## 人・農地プランの作成状況

現在、洲本市内 **29** 地区で人・農地プランが作成されています。

旧洲本地域		旧五色地域			
小路谷 (R5.2)	中川原町市原1期※ (R5.2)	都志米山 (R3.3)	鮎原宇谷 (R2.3)	鮎原相原※ (R4.3)	上堺第一 (R3.12)
上物部 (R3.3)	中川原町市原2期※ (R5.2)	都志大宮※ (R4.9)	鮎原栢野 (R2.9)	鮎原上 (R2.9)	上堺第二 (R3.12)
金屋 (R3.3)	中川原 (R5.2)	都志角川 (R3.3)	鮎原南谷 (R3.10)	広石中ノ下 (R3.3)	下堺第一 (R3.12)
木戸 (R2.9)	安乎町古宮 (R2.9)	鮎原塔下※ (R4.3)	鮎原葛尾 (R2.3)	広石北 (R3.3)	下堺五色丘 (R3.12)
池内 (R5.3)	安乎南 (R3.3)	鮎原三野畑 (R3.10)	鮎原下 (R5.2)	鳥飼代田 (R2.3)	

( )内は人・農地プラン実質化の作成年月日の直近の更新年月日 / ※は圃場整備地区

## 意向別作成スケジュール

すぐに着手したい  
地区

まずは体制づくりから  
始めたい地区

R5.12 月

農家アンケートの  
配布・意向調査開始

R6.4 月

R6.3 月

農家アンケート・意向調査を提出

R6.5 月  
上旬

R6.4 月

現況地図・耕作者名簿・  
目標地図・計画書の作成に着手

R6.5 月  
下旬

R6.10 月

協議の場の開催

R6.12 月

R6.12 月

地域計画の完成

R7.2 月

※令和7年4月から地域計画をスタートさせる場合、令和7年3月末までに告示を行う必要があります。

# 地域みんなで「地域計画」を作成しよう！

地域計画は、原則、農会単位ごとに策定します。ただし、地域の実情に応じた区域で策定することも想定しています。

## 1 農家アンケート・集落内意向調査の実施

集落内の農業の課題等について、各農家に対してアンケート調査を実施するとともに、各集落内における地域計画の作成の意向(作成時期・現在の状況・作成単位)について調査します。



## 2 「現況地図」と「耕作者名簿」の作成

集落の農地の現状を把握するため、白地図に色付けし「現況地図」を作成します。次に、集落内の農地を管理する農家の氏名等を記入した「耕作者名簿」を作成します。



## 3 「目標地図」と「計画書」の作成

将来の耕作者をイメージするため、2の現況地図作成時に着色した農地に対して、将来その農地を担うであろう耕作者を想定し、新たな白地図に色付けし「目標地図」を作成します。

目標地図ができたなら、地域の人々と話しあいながら、「計画書」の内容を検討し作成します。



5年・10年後の農地がどうなっているか想像して作成しよう！



## 4 協議の場の開催

地域計画(案)を基に、地域農業を進める上での課題解決策を考えたり、将来の在り方を話し合うため、農業を担う方々と市役所、農業委員会、JA、農業改良普及センターなどが参加し、協議の場を開催します。



## 5 地域計画の完成、告示

地域計画が完成したら、洲本市農業経営基盤強化促進審議会で審議し、公告されます。  
※一度作成した地域計画は、地域の実情に応じてその都度変更していくことが可能です。



# 法改正に伴い制度が大きく変わります！

農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、今後は農地の貸借の制度が大きく変わります。

## 地域計画策定のメリット措置

地域計画を策定した地域では、一定の条件を満たす担い手への**補助金メニューの拡充**などのメリットがあります。



## 地域計画策定地域の農地の貸借が変わります！

これまで、個人同士で農地の貸し借り(利用権設定)を実施してきましたが、今後は、農地中間管理機構(農地バンク)が地権者から農地を一括に借り受け、受け手となる耕作者へ貸し付ける「**農地中間管理事業**」か、**農地法による貸借**のどちらかになります。それに伴い、農地の貸し借りの手続きにかかる時間が長くなります。

利用権設定等の方法	利用権設定等促進事業 (農業経営基盤強化促進法)	農地中間管理事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律)	農地法第3条
契約の流れ	<ul style="list-style-type: none"><li>・相対契約</li><li>・農用地利用集積計画を策定</li></ul> <pre>graph LR; A[貸付者] --&gt; B[借受者]</pre>	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地バンクを通じた契約</li><li>・農用地利用集積等促進計画を作成</li></ul> <pre>graph LR; A[貸付者] --&gt; B[農地バンク]; B --&gt; C[借受者]</pre>	<ul style="list-style-type: none"><li>・相対契約</li><li>・農業委員会の許可が必要</li></ul> <pre>graph LR; A[貸付者] --&gt; B[借受者]</pre>
適用	<b>原則廃止</b> 経過措置期間(R7.3.31)までは適用可能。(ただし、地域計画を策定する場合は、策定の前日まで)	継続	継続
貸借期間	50年以内	原則10年以上	50年以内
貸借期間満了後	自動的に貸付者に戻る ※両者の合意により更新又は再契約が必要	自動的に貸付者に戻る ※両者の合意により更新又は再契約が可能	貸借借を解消するには、原則として知事の許可を要する
手続きにかかる期間	1ヶ月～1.5ヶ月	4ヶ月～5ヶ月	1ヶ月～2ヶ月

※農地中間管理事業による農地の貸借について、地域計画を作成している区域と作成していない区域の農地の貸借では、作成している区域の方が、貸借に係る事務がスムーズに進む場合があります。

## 注意事項

### 地域計画内の農振地域内の市町農業振興地域整備計画の変更に関する県ガイドライン

令和5年4月1日付けで農業振興地域の整備に関する法律が一部改正され、法第13条第2項の農用地区域からの除外要件に、新たに「**地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること**」が追加されました。

※本パンフレットは、令和5年10月時点の情報を基に作成しています。